

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正

〃

（以上県例規集登載）

- 包括外部監査契約の締結

- 特定施設の設置許可申請

- 指定居宅サービスの事業の廃止

- 指定居宅サービス等の事業の廃止

- 漁業権の免許

【公告】

- 肥料の登録

- 肥料の登録の有効期間の更新

- 公共測量の終了

- 道路の位置の指定

【教育委員会】

- 博物館の変更登録

【正誤】

- 道路の区域変更の正誤

- 道路の供用開始の正誤

農政企画課

〃

行政改革推進室

環境管理課

長寿社会課

〃

水産課

農産課

〃

監理課

建築指導課

教育委員会

道路整備課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百二十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十四年度分の補助金から適用する。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表農林水産部の部岡山県経営体育成交付金の項を次のように改める。

岡山県経営体育成交付金	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成等	市町村	経営体育成支援事業 1 融資主体型補助事業 2 追加的信用供与補助事業	定額。ただし、1については、事業費の十分の三以内
-------------	---------------------------	-----	---	--------------------------

表農林水産部の部造林事業補助金の項中「補助金本額」を「補助基本額」に、「広葉樹林化等整備」を「公的森林整備」に改め、同部林道整備事業補助金の項を次のように改める。

林道整備事業補助金	森林整備の推進及び林業経営の合理化を図るための林道網の整備並びに山村地域の活性化、林業従事者の定住促進等を図るための生活環境基盤及び	市町村、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会	林道の開設 1 林道（森林管理道、林業専用道及び森林施業道） 2 森林災害等復旧林道（森林管理道） 3 峰越連絡林道 (1) 幹線林道 (2) その他の林	1及び2にあつては、補助基本額の五〇パーセント以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域で森林組合等が実施するものにあつては、補助基本額の五五パーセント以内 3の(1)にあつて
-----------	--	--------------------------	--	---

				都市と山村の 交流促進を図 るための施設 の整備
2 1 林道の舗装 幹線林道 その他の林道	2 1 林道の改良 幹線林道 その他の林道			4 道 その他の林道 (森林管理道、 林業専用道及び 森林施業道)
補助基本額の五〇 パーセント以内	1にあつては、 補助基本額の五〇 パーセント以内 2にあつては、 補助基本額の三〇 パーセント以内	は、補助基本額の 三分の二以内。た だし、市町村が行 うものにあつて は、補助基本額の 五〇パーセント以 内 3の(2)にあつて は、補助基本額の 五〇パーセント以 内 4にあつては、 補助基本額の四五 パーセント以内。 ただし、過疎地域 及び振興山村地域 にあつては、補助 基本額の五〇パー セント以内		

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

林道関連施設の整備	1 作業ポイント整備	補助基本額の四五パーセント以内
2 接続路整備	3 林業施設用地整備	
林道の点検診断及び保全整備		補助基本額の二分の一以内
		2にあつては、補助基本額の三分の一以内

め、同部土地改良事業補助金の項を次のように改める。

土地改良事業補助金	農業の生産基盤の整備による農業生産力の保全及び発展並びに所得の増大	市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他知事が 認められたもの	一般土地改良事業 土地改良総合整備事業（調査設計）	補助基本額の九〇パーセント以内
	災害復旧事業 1 農地に係る災害復旧事業 2 農業用施設に係る災害復旧事業 3 調査設計事業			1については、補助基本額の五〇パーセント以内。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下この項において「暫定法」という。）又は激甚 ^{じん} 災害に対処する

共団体 助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の適用を受ける災害で、施設の所在する市町村が被害激甚地域として農林水産大臣が告示する市町村に該当する場合にあつては、一三万円以上のもの
--

第百六十九号）第二條第四項に規定する共同利用施設を所 有する者	適用を受ける災害で、施設の所在する市町村が被害激甚地域として農林水産大臣が告示する市町村に該当する場合にあつては、十三万円以上のもの
------------------------------------	--

<p>1 防災事業 農村地域防災 減災事業（ため</p>	<p>災害関連事業農業 用施設災害関連事 業</p>	
<p>1及び2について は、補助基本額 の五〇パーセント</p>	<p>補助基本額の五〇 パーセント以内。 ただし、特例法に 基づく指定地区に あつては、一〇〇 パーセント以内</p>	<p>ための特別の財政 援助等に関する法 律（以下この項に おいて「特例法」 という。）に基づ く指定地区にあつ ては、一〇〇パー セント以内 2については、 補助基本額の六五 パーセント以内。 ただし、暫定法又 は特例法に基づく 指定地区にあつて は、一〇〇パーセ ント以内 3については、 補助基本額の五〇 パーセント以内</p>

池整備)	以内(中山間地域
2 農村地域防災	にあつては五五パ
減災事業(用排水施設整備)	ーセント以内、離島にあつては六〇
3 農村地域防災	パーセント以内)
減災事業(農業	3については、
用河川工作物応	補助基本額の五〇
急対策)	パーセント以内
4 農村地域防災	(中山間地域にあ
減災事業(調査	つては五五パーセ
計画)	ント以内、離島に
5 地すべり関連	において土地改良区
事業	が行う場合にあつ
6 震災対策農業	ては六〇パーセン
水利施設整備事	ト以内)
業	4については、
	補助基本額の五〇
	パーセント以内
	(ただし、平成二
	十七年度までに採
	択する場合にあつ
	ては、定額)
	5については、
	区画整理及び暗渠
	排水にあつては補
	助基本額の三分の
	一以内(地すべり
	等防止法施行令
	(昭和三十三年政
	令第百十二号)第

<p>3 ため池周辺整 客土事業</p> <p>2 暗渠排水及び 事業</p> <p>1 かんがい排水 事業</p> <p>業 小規模土地改良事</p>	
<p>4 については、 補助基本額の五〇 パーセント以内</p>	<p>十五条に掲げる者 の行う事業にあつ ては、四〇パーセ ント以内)、農道、 かんがい排水施設 及びため池の整備 にあつては補助基 本額の五〇パーセ ント以内</p> <p>6 については、 耐震性点検・調査 計画事業にあつて は補助基本額の五 〇パーセント以内 (ただし、平成二 十七年度までに採 択する場合にあつ ては、定額)、耐 震化整備事業にあ つては補助基本額 の五〇パーセント 以内</p>

<p>備事業 4 農道整備事業 5 農道舗装事業 6 農地造成事業 7 その他の事業</p>	<p>(過疎地域にあつては、五五パーセント以内) 5については、補助基本額の三分の十三以内 6については、補助基本額の六〇パーセント以内 7については、それぞれの事業の補助率</p>	<p>基幹水利施設ストックマネジメント事業</p>	<p>補助基本額の五〇パーセント以内</p>	<p>岡山県経営体育成促進事業</p>	<p>補助基本額の一〇パーセント以内</p>	<p>地域用水機能増進事業 1 地域用水機能増進計画の策定 2 地域用水機能増進支援活動 3 地域用水機能</p>	<p>1から3までについては、補助基本額の七五パーセント以内 4については、補助基本額の五〇パーセント以内</p>
--	---	---------------------------	------------------------	---------------------	------------------------	---	---

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

表農林水産部の部農村総合整備事業補助金の項中

対策事業 B 廃棄物処理促進 土地改良施設PC	農業水利施設保全 合理化事業	農業基盤整備促進 事業	農業体質強化基盤 整備促進事業	2 管理省力化施設 整備事業	1 農業水利システム 保全計画策定事業	4 増進活動 3を補完する 施設等の改修整備
パーセント以内 補助基本額の五〇	地域又は急傾斜地 帯において行うも のにあつては、五 パーセント以内	山村、半島振興対 策実施地域、過疎 地域、特定農山村	補助基本額の五〇 パーセント以内。 ただし、離島、特 別豪雪地帯、振興	パーセント以内	補助基本額の五〇 パーセント以内	1については、 定額 2については、

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

農山漁村地域整備 交付金（集落基盤 整備事業）	農山漁村地域整備 工事費 事業に要 する経費の五〇パ ーセント以内	1 農業集落排水 資源循環統合補 助事業 2 地域自主戦略 交付金（農業集 落排水事業）	1 地域自主戦略 交付金（集落基 盤整備事業） 2 地域自主戦略 交付金（集落基 盤整備事業（実 施計画型））
事業に要する経費	1については、 工事費 事業に要 する経費の五〇パ ーセント以内	1については、 工事費 事業に要 する経費の五〇パ ーセント以内 2については、 市町村、一部事務 組合、土地改良区、 農業協同組合その 他農業者等が組織 する団体が実施す る地区の工事費の 五〇パーセント以 内	1については、 工事費 事業に要 する経費の五〇パ ーセント以内 2については、 事業に要する経費 の五〇パーセント 以内

を

交付金（集落基盤整備事業（実施計画型））	の五〇パーセント以内
農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体が実施する地区の工事費の五〇パーセント以内

に、「地域用水環境整備統合補助事業」

を「地域用水環境整備事業」に、「地域自主戦略交付金（中山間地域総合整備事業）」を「農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業）」に改め、同部農地保有合理化促進対策費補助金の項中「農地保有合理化促進対策費補助金」を「農地集積推進事業費補助金」に改め、同部岡山県農地面的集積等推進事業費補助金の項の次に次のように加える。

農地集積担い手支援事業補助金	担い手と農地のマッチング作業の促進等	農地利用集積円滑化団体及び市町村	1 農地利用調整支援事業 2 地図情報システム等支援事業	補助対象経費の二分の一以内
----------------	--------------------	------------------	---------------------------------	---------------

表農林水産部の部森林病虫害等駆除事業補助金の項を次のように改める。

森林病虫害等駆除事業費補助金	森林病虫害等の早期かつ徹底	市町村、森	森林病虫害等駆除事業	国庫補助事業にあつては補助対象経
----------------	---------------	-------	------------	------------------

助金	
底的駆除による森林の保全	林保有者及び駆除者
費の四分の三以内、単県事業にあつては補助対象経費の二分の一以内。ただし、防除地区連絡協議会の開催及び松林への土壌改良材の施用にあつては、補助対象経費の二分の一以内	

表農林水産部の部公社の森機能増進総合事業費補助金の項中「社団法人おかやまの森整備公社」を「公益社団法人おかやまの森整備公社」に改め、同部おかやま森づくり民基金事業費補助金の項中「五十万円」の下に「(当該事業に係る助成を過去に三回以上受けている団体等については、二十五万円)」を加え、同部森林整備加速化・林業再

生事業費補助金の項中

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 森林整備加速化・林業再生事業 |
| 2 | 市町村附帯事務費 |

を

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 復興木材安定供給等対策 |
| 2 | 森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策 |
| 3 | 市町村指導等事業費 |

に、「1

に」を「1及び2に」に、「2に」を「3に」に改め、同部森づくり活動拠点整備支援事業費補助金の項を削り、同部県民参加の森づくりサポート事業費補助金の項中

1 県民参加の森づくり推進団体の設置

2 森づくりに関する情報提供、相談窓口の設置、資機材の貸出し、イベント開催等の活動の支援

を

森づくりに関する情報提供、相談窓口の設置、資機材の貸出し、イベント開催等の活動の支援

に改め、同部森林保全再生事業

補助金の項中「社団法人おかやまの森整備公社」を「公益社団法人おかやまの森整備公社」に改め、同部林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金の項中「昭和二十五年法律第百六十九号」を削り、同部水産団体育成事業補助金の項中「岡山県漁業共済組合」を「全国合同漁業共済組合岡山県事務所」に改め、同部強い水産業づくり交付金の項中「内水面資源増養殖等基盤施設の整備」を「内水面資源の基盤強化」に、「内水面漁業近代化等施設の整備」を「内水面漁業の近代化」に、「十分の七」を「二分の一」に、「については補助基本額の二分の一」を「については補助基本額の三分の一」に、「内水面漁業環境保全啓発活動事業」を「施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等」に、「四分の一」を「二分の一」に改め、同部養殖水産物ブランド化推進・強化事業補助金の項を削り、水産物流通改善対策事業補助金の項の次に次のように加える。

産地水産業強化支援事業補助金	水産業の発展と水産物の安定供給	市町	1	所得の向上	補助基本額の十分の七・五以内
		村、漁業協同組合、漁業協同組合、漁業協同組合	2	地先資源の増大	
		同組合	3	六次産業化	
			4	漁村の魅力向上	
			上		

法人 定する 事が指 及び知 連合会

◎岡山県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十六年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 井上 信二

住所 岡山県岡山市北区津倉町二丁目五番五号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 天野実業株式会社

住 所 広島県福山市道三町9-10

氏 名 代表取締役社長 兼光 宏美

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 天野実業株式会社 里庄第二工場

所在地 岡山県浅口郡里庄町里見2751番地1

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (No. 41)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 42)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 43)		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (No. 44)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 45)	
能	力	20個/時		1,000L/回		1,000L/回		7台/時		1,000L/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工後直ちに		着工後直ちに		着工後直ちに		着工後直ちに		着工後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		完成後直ちに		完成後直ちに		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		連続24時間		連続24時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3	5	5	8.5	5	8.5	4	6	5	8.5
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	1,000	1,500	5,000	7,200	5,000	7,200	1,000	1,500	5,000	7,200
	C O D (mg/ℓ)	300	400	1,500	2,300	1,500	2,300	300	400	1,500	2,300
	S S (mg/ℓ)	280	400	400	700	400	700	280	400	400	700
	油 分 (mg/ℓ)	20	30	70	120	70	120	20	30	70	120
	T-N (mg/ℓ)	200	300	600	800	600	800	200	300	600	800
	T-P (mg/ℓ)	70	100	100	150	100	150	70	100	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 46)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 1)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 1)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 2)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 2)	
能	力	600 L/回		310 L/回		同左		310 L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工後直ちに		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続8時間		連続16時間		連続8時間		連続16時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4.5	7.5	1.5	2.5	4	6	1.5	2.5	4	6
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	4,000	6,000	5,000	7,200	4,000	6,000	4,000	6,000	4,000	6,000
	C O D (mg/ℓ)	1,300	2,000	1,500	2,300	1,300	2,000	1,300	2,000	1,300	2,000
	S S (mg/ℓ)	550	900	400	700	550	900	550	900	550	900
	油 分 (mg/ℓ)	70	120	70	120	70	120	70	120	70	120
	T-N (mg/ℓ)	600	800	600	800	600	800	600	800	600	800
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 3)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 3)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 4)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 4)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 5)	
能	力	310 L/回		同左		310 L/回		同左		600 L/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続16時間		連続16時間		同左		連続8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1.5	2.5	4	6	2.5	5	4	6	1.5	2.5
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	5,000	7,200	5,000	7,200	4,000	6,000	4,000	6,000	5,000	7,200
	C O D (mg/ℓ)	1,500	2,300	1,500	2,300	1,300	2,000	1,300	2,000	1,500	2,300
	S S (mg/ℓ)	400	700	400	700	550	900	550	900	400	700
	油 分 (mg/ℓ)	70	120	70	120	70	120	70	120	70	120
	T-N (mg/ℓ)	600	800	600	800	600	800	600	800	600	800
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 26 年 4 月 8 日 岡山県公報 第 1 1 5 7 4 号

区	分	変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 5)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 6)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 6)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 8)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 8)	
能	力	600 L/回		600 L/回		同左		600 L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工後直ちに		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		連続8時間		連続16時間		連続8時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4	6	1.5	2.5	4	6	2	3	4.5	7.5
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	5,000	7,200	4,000	6,000	5,000	7,200	5,000	7,200	5,000	7,200
	C O D (mg/ℓ)	1,500	2,300	1,300	2,000	1,500	2,300	1,500	2,300	1,500	2,300
	S S (mg/ℓ)	400	700	550	900	400	700	400	700	400	700
	油 分 (mg/ℓ)	70	120	70	120	70	120	70	120	70	120
	T-N (mg/ℓ)	600	800	600	800	600	800	600	800	600	800
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 11)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 11)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 14)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 14)		3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 15)	
能	力	310 L/回		同左		600 L/回		同左		600 L/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		同左		連続16時間		同左		連続16時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2.5	5	4	6	2.5	4	4	6	2.5	4
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	5,000	7,200	5,000	7,200	4,000	6,000	4,000	6,000	4,000	6,000
	C O D (mg/ℓ)	1,500	2,300	1,500	2,300	1,300	2,000	1,300	2,000	1,300	2,000
	S S (mg/ℓ)	400	700	400	700	550	900	550	900	550	900
	油 分 (mg/ℓ)	70	120	70	120	70	120	70	120	70	120
	T-N (mg/ℓ)	600	800	600	800	600	800	600	800	600	800
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

区	分	変更後		変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No.15)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No.17)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No.17)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No.18)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No.18)	
能	力	600 L/回		310 L/回		同左		310 L/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工後直ちに		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間		連続8時間		連続16時間		連続8時間		連続16時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4	6	1.5	2.5	4	6	1.5	2.5	4	6
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	4,000	6,000	5,000	7,200	5,000	7,200	5,000	7,200	5,000	7,200
	C O D (mg/ℓ)	1,300	2,000	1,500	2,300	1,500	2,300	1,500	2,300	1,500	2,300
	S S (mg/ℓ)	550	900	400	700	400	700	400	700	400	700
	油 分 (mg/ℓ)	70	120	70	120	70	120	70	120	70	120
	T-N (mg/ℓ)	600	800	600	800	600	800	600	800	600	800
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
種	類	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 20)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 20)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 30)		2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 30)		4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 37)	
能	力	1,200 L/回		同左		600 L/回		同左		900 L/回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着工後直ちに		-		着工後直ちに		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後直ちに		-		完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		連続16時間		連続24時間		同左		連続8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	3	4	6	1.5	7.5	4	7.5	16	20
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	5,000	7,200	5,000	7,200	5,000	7,200	5,000	7,200	3,000	4,000
	C O D (mg/ℓ)	1,500	2,300	1,500	2,300	1,500	2,300	1,500	2,300	1,610	1,800
	S S (mg/ℓ)	400	700	400	700	400	700	400	700	100	120
	油 分 (mg/ℓ)	70	120	70	120	70	120	70	120	55	95
	T-N (mg/ℓ)	600	800	600	800	600	800	600	800	1,000	1,500
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150	100	150	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

区	分	変 更 後	廃 止		
種	類	4-ニ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 37)	2-ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 32)		
能	力	900 L/回	600 L/回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	—		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工後直ちに	—		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに	—		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続16時間	連続24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	32	40	4.5	7.5
	p H	5~8	5~8	5~8	5~8
	B O D (mg/ℓ)	3,000	4,000	5,000	7,200
	C O D (mg/ℓ)	1,610	1,800	1,500	2,300
	S S (mg/ℓ)	100	120	400	700
	油 分 (mg/ℓ)	55	95	70	120
	T-N (mg/ℓ)	1,000	1,500	600	800
	T-P (mg/ℓ)	100	150	100	150
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	—	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 1				同左				
種 類	京水テック式								
構 造	鉄筋コンクリート製								
主 要 寸 法	39,000mm×19,000mm×3,800mm								
能 力	400m ³ /日				500m ³ /日				
処 理 の 方 法	活性汚泥, 脱窒・脱りん, 凝集沈殿, ろ過				同左				
工 事 着 手 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 年 月 日	-				着工後直ちに				
使 用 開 始 年 月 日	-				完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	275	395	275	395	346.5	491.5	346.5	491.5
	p H	4.5~6.5	4.5~6.5	6~8	6~8	5.0~6.5	5.0~6.5	6~8	6~8
	B O D (mg/ℓ)	1,500	2,000	15	20	550	600	15	20
	C O D (mg/ℓ)	1,000	1,500	20	30	300	350	20	30
	S S (mg/ℓ)	500	700	20	30	280	300	20	30
	油 分 (mg/ℓ)	50	120	5	6	25	30	5	6
	T - N (mg/ℓ)	370	520	30	40	40	45	30	40
	T - P (mg/ℓ)	70	110	1.5	2	11	12	1.5	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	3,000以下	3,000以下	-	-	3,000以下	3,000以下	

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	265	380	336.5	476.5
p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/ℓ)	15	20		
COD (mg/ℓ)	20	30		
S S (mg/ℓ)	40	50		
油分 (mg/ℓ)	4	5		
T-N (mg/ℓ)	30	40		
T-P (mg/ℓ)	1.5	2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000以下		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年4月8日から同月30日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

◎岡山県告示第二百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所エルスリー備前岡山

2 所在地

岡山県備前市東片上一二八二―四四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エヌ・ビー・ラボ

2 所在地

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目一〇一番地一クロスゲート七階

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六三一

五 サービスの種類

訪問介護

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

◎岡山県告示第二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市社会福祉協議会巨瀬デイサービスセンター

2 所在地

岡山県高梁市巨瀬町四八六四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県高梁市向町二一番地三

三 廃止年月日

平成二十六年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇二二一

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

◎岡山県告示第二百二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成二十六年四月一日次のとおり漁業権の免許を与えた。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡区 第一三号	岡区 第一二号	岡区 第一一号	岡区 第一〇号	岡区 第九号	岡区 第八号	岡区 第七号	岡区 第六号	岡区 第五号	岡区 第四号	岡区 第三号	岡区 第二号	岡区 第一号	免許番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	免許事項の 告示番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成二十五年岡 山県告示第五百 三十五号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漁業権者の名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	日生町漁業協同組合
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漁場の位置、 及び存続期間
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	免許事項の告示による漁場 計画のとおり

岡区
第一四七号

〃

〃

〃

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

(二六三) 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
岡山県 第一二二三号	副産石灰肥料	うらべ副産石灰T	アルカリ分 四〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	平成二十五年四月二十四日
岡山県 第一二二四号	副産石灰肥料	うらべ副産石灰T粒	アルカリ分 四〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	平成二十五年四月二十四日
岡山県 第一二二五号	混合有機質肥料	ベストアミン	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社エーリン 大阪府大阪市福島区玉川四丁目五番四号	平成二十五年四月二十五日
岡山県	混合石灰肥料	うらべ粒状混合石灰肥料	アルカリ分 四五・〇	含有を許される	ト部産業株式会社	平成二十五年五月十五日

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

岡山県 第一二二八号	岡山県 第一二二七号	岡山県 第一二二六号
副産動物質肥料	加工家きんふん肥	
フェザーミール	醃酵鶏糞	S
窒素全量 一三・〇	窒素全量 三・五 りん酸全量 三・五 加里全量 一・五	
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり
丸紅畜産株式会社 東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	有限会社新宮ファーム 兵庫県たつの市新宮町曾我井一〇三番地	広島県福山市新浜町一丁目五番一五号
平成二十六年一月六日	平成二十五年十月十八日	

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

〔二六四〕肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新年月日
岡山県 第一〇四五号	混合有機質肥料	スーパー土壌っこ	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 三・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	高栄農産株式会社 栃木県宇都宮市海道町二七二番地	平成二十五年七月一日
岡山県 第一〇七六号	混合有機質肥料	スーパー土壌っこ	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	千代田肥糧株式会社 愛知県名古屋港区藤前二丁目二〇一番 五	平成二十五年七月八日
岡山県 第一〇四六号	混合有機質肥料	有機専科	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	平成二十五年七月八日
	有機菜園5号		窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	平成二十五年七月八日

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

第一〇〇八 岡山県	号 第一〇七八 岡山県	号 第一〇〇六 岡山県	号 第一〇〇五 岡山県	号 第一〇〇六 岡山県	号
混合石灰肥料	消石灰	混合有機質肥料	あまに油かす及びその粉末	混合有機質肥料	
ミネラルセルカ	苦土消石灰	新アミノ醗肥	5・2アミノ油粕粉末	サージンEX	
く 溶性 苦土 三・〇	く 溶性 苦土 五・〇	加 里 全 量 一・〇	加 里 全 量 一・〇	加 里 全 量 一・〇	加 里 全 量 一・〇
アルカリ分 四〇・〇	アルカリ分 六五・〇	窒素全量 六・〇	窒素全量 五・二	窒素全量 六・〇	
含有を許される 有害成分の最大	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	該当なし	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり
ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	鈴木工業株式会社 岡山県新見市井倉一二五番地一	株式会社ジャット 大阪府大阪市中央区瓦町四丁目六番八号	日清オイログループ株式会社 東京都中央区新川一丁目二三番一号	アスカバイオ株式会社 東京都千代田区日本橋二丁目一六番七号	
平成二十五年十一月七日	平成二十五年十月十六日	平成二十五年九月二十日	平成二十五年九月六日	平成二十五年八月二十九日	

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

岡山県 第六七九号	岡山県 第五四五号	岡山県 第五四四号	岡山県 第一〇一四号	岡山県 第一〇四八号	号
消石灰	生石灰	消石灰	肉骨粉	混合有機質肥料	
70・0消石灰	80・0生石灰	60・0消石灰	チキンミール	土壌つこ3号	
アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 八〇・〇	アルカリ分 六〇・〇	窒素全量 九・〇 りん酸全量 七・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	く溶性ほう素 〇・二
該当なし	該当なし	該当なし	その他の制限事項は、公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり
足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	足立石灰工業株式会社 岡山県新見市足立三八九三番地	丸紅畜産株式会社 東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号	日本有機株式会社 岡山県岡山市北区青江一丁目四番一六号	
平成二十六年二月七日	平成二十六年一月十七日	平成二十六年一月十七日	平成二十五年十二月二十五日	平成二十五年十二月二日	

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

〔一六五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、笠岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市全域	測量区域
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成（デジタルオルソ））	測量の種類
平成二十六年三月二十五日	終了年月日

平成26年4月8日 岡山県公報 第11574号

〔一六六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡 山 県 指 令 美 作 局 建 第 六 〇 一 二 号	平 成 二 十 六 年 三 月 三 十 一 日
道 路 の 位 置	一	苦 田 郡 鏡 野 町 竹 田 字 正 田 一 一 七 四 番	
道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	六 ・ 〇 〇		
道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)	四 二 ・ 四 六		

◎岡山県教育委員会公告第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、夢二郷土美術館に係る登録事項を次のとおり変更登録した。

平成二十六年四月八日

岡山県教育委員会

一 変更事項

設置者の名称

変更前 財団法人両備文化振興財団

変更後 公益財団法人両備文化振興財団

二 変更登録の年月日

平成二十六年三月二十八日

(七) 平成二十六年三月三十一日付け(号外) 公布岡山県告示第百九十二号(道路の区域変更)に誤りがあった。

二・終わりが ら九 二・終わりが ら四	頁・行
高梁市有漢町有漢字吉一二番二 地先	誤
高梁市有漢町有漢字辻一二番二 地先	正

〔八〕平成二十六年三月三十一日付け（号外）公布岡山県告示第百九十三号（道路の供用開始）に誤りがあつた。

行	終わりから九
誤	地先 高梁市有漢町有漢字吉一二番二
正	地先 高梁市有漢町有漢字辻一二番二